



石川労働局発表
令和2年5月29日(金)

【照会先】

石川労働局

総務部労働保険徴収室

室長 前 秀一郎

室長補佐 本田 隆一

電話 076(265)4422

報道関係者 各位

労働保険年度更新期間が延長されました！

～令和2年度労働保険年度更新のお知らせ～

1. 労働保険の年度更新期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険の年度更新期間について、令和2年6月1日(月)～7月10日(金)から令和2年6月1日(月)～8月31日(月)に延長されました。

事業主の皆様におかれては、令和2年度の労働保険料及び一般拠出金の概算保険料及び確定保険料に係る申告書の提出及び納付は、令和2年8月31日(月)までにお願ひします。(別添1参照)

2. 労働保険料等の納付猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方におかれては、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

ご希望される方は、要件等をご確認の上、8月31日(月)までの年度更新期間中に申請をお願いします。(別添2参照)

ご不明な点は、石川労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

(参考資料) 厚生労働省からのお知らせ、労働保険の電子申請

※「労働保険」とは、労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます)と雇用保険とを総称した言葉です。

安心して働きたい!



令和
2年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

〈 労災保険・雇用保険 〉

6/1 月 ▶ 8/31 月

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。
- 口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が 令和2年8月31日まで延長されました

概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

それに伴い、口座からの振替納付日は令和2年10月13日になります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができますので、裏面もあわせてご参照ください。

《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日～同年7月10日	令和2年6月1日～ <u>同年8月31日</u>

《納付期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	<u>令和2年8月31日</u>

《口座振替納付日》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年9月7日	<u>令和2年10月13日</u>

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納付期限・口座振替納付日については従来どおりとなります。

		個別事業場	事務組合
第2期	納付期限	令和2年11月2日	令和2年11月16日
	口座振替納付日	令和2年11月16日	
第3期	納付期限	令和3年2月1日(※)	令和3年2月15日(※)
	口座振替納付日	令和3年2月15日	

(※) 労働保険料等の納付猶予（特例）申請を希望する場合の第3期納付期限は、令和3年1月29日となります。

労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。

なお、年度更新に係るお問い合わせは、年度更新コールセンター（0120-560-710）にお問い合わせください。

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にとっては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること**
 - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、**一時に納付を行うことが困難であること（※2）**
 - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- **納期限までに申請してください（※3）（※4）。**
 - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
 - ※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- **所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※5）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。）**
 - ※5・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りにより確認させていただきます。
 - ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。なお、年度更新と併せて特例猶予を申請する場合は、年度更新コールセンターでも問い合わせを受け付けております。

「口座振替」で労働保険料等を納付している

事業主の方へのお知らせ

令和2年度の労働保険料等の申告・納付期限が、令和2年6月1日～令和2年7月10日から、令和2年6月1日～令和2年8月31日まで延長されたことに伴い、全期・第1期の口座振替納付日を、令和2年9月7日から令和2年10月13日に変更しましたのでご注意ください。

なお、第2期、第3期の口座振替納付日については、変更ありません。

《令和2年度 労働保険料等の口座振替納付日》

全期・第1期	第2期	第3期
(変更前)	(変更なし)	(変更なし)
令和2年9月7日	令和2年11月16日	令和3年2月15日
<u>(変更後)</u>		
<u>令和2年10月13日</u>		

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための労働保険料等の特例猶予を申請した場合には、令和2年度の口座振替は一斉に凍結することになります。第1期分のみの特例猶予を申請し許可された場合にあつては、第2期、第3期分は、納付書での納付となりますのでご注意ください。

労働保険年度更新申告書 集合受付日程

～ 申告・納付は、6月1日(月)から8月31日(月)までです。～

本年度の労働保険年度更新申告書の受付については、下記の日時・場所において受付会場を設置いたしますので、最寄りの会場にて申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

当日、都合がつかない場合には、別日の最寄りの会場へお越しいただくか、各労働基準監督署または石川労働局労働保険徴収室の窓口にて随時受付いたします。

◇年度更新申告書に関するお問い合わせ◇

年度更新コールセンター **0120-560-710** (受付時間:9時～17時まで(土日祝日を除く))

金沢労働基準監督署管内(管轄01)

日 時		場 所		対象地域
6月19日	金 13:00～16:00	ショッピングスクエア レッツ 2階(中ホール)	白山市鶴来下東町力26	白山市 旧 鶴来町～ 旧 白峰村
6月22日	月 10:00～15:30	白山商工会議所	白山市西新町159-2	白山市 旧 松任市 旧 美川町
6月26日	金	津幡町文化会館 シグナス	河北郡津幡町北中条3-1	かほく市 津幡町
7月3日	金	金沢駅西合同庁舎 6階 第1会議室	金沢市西念3-4-1	金沢市 野々市市 内灘町
7月6日	月			
7月7日	火			
7月8日	水			
7月9日	木			
7月10日	金			
<p>※6月19日の白山市鶴来会場は「ショッピングスクエア レッツ」へ変更となりましたので、ご注意ください。</p> <p>金沢労働基準監督署 〒921-8013 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階 電話番号(076)292-7938</p>				

小松労働基準監督署管内(管轄02)

日 時		場 所		対象地域	
6月18日	木	加賀地方合同庁舎 2階 会議室	加賀市大聖寺菅生イ78-3	加賀市	
6月19日	金	小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120	管内全域	
6月24日	水				
6月25日	木		能美市辰口福祉会館	能美市辰口町又10	能美市 能美郡
6月29日	月		小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120	管内全域
6月30日	火		加賀地方合同庁舎 2階 会議室	加賀市大聖寺菅生イ78-3	加賀市
7月9日	木		小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120	管内全域
7月10日	金				
<p>小松労働基準監督署 〒923-0868 小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎7階 電話番号 (0761)22-4317</p>					

労働保険年度更新申告書 集合受付日程

～ 申告・納付は、6月1日(月)から8月31日(月)までです。～

本年度の労働保険年度更新申告書の受付については、下記の日時・場所において受付会場を設置いたしますので、最寄りの会場にて申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

当日、都合がつかない場合には、別日の最寄りの会場へお越しいただくか、各労働基準監督署または石川労働局労働保険徴収室の窓口にて随時受付いたします。

◇年度更新申告書に関するお問い合わせ◇

年度更新コールセンター **0120-560-710** (受付時間:9時～17時まで(土日祝日を除く))

七尾労働基準監督署管内(管轄03)

日 時		場 所		対象地域
6月10日	水	七尾労働基準監督署 10:00～15:00	七尾市小島町西部2	管内全域
6月12日	金		羽咋市南中央町キ105-6	羽咋市・宝達志水町 志賀町・中能登町
6月17日	水		七尾市小島町西部2	管内全域
6月24日	水		羽咋市南中央町キ105-6	羽咋市・宝達志水町 志賀町・中能登町
6月25日	木		七尾市小島町西部2	管内全域
6月30日	火		羽咋市南中央町キ105-6	羽咋市・宝達志水町 志賀町・中能登町
7月1日	水		七尾市小島町西部2	管内全域
七尾労働基準監督署 〒926-0852 七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎2階 電話番号 (0767)52-3294				

穴水労働基準監督署管内(管轄05)

日 時		場 所		対象地域
6月10日	水	輪島地方合同庁舎 4階 共用会議室 穴水労働基準監督署 2階 事務室	輪島市鳳至町畠田99-3	輪島市
6月11日	木		鳳珠郡穴水町字川島キ84	穴水町
6月17日	水	10:30～12:00	鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2	珠洲市 能登町
		14:00～15:30	輪島市町野町粟蔵川原田22	輪島市 町野町
6月18日	木	輪島市役所 門前総合支所	輪島市門前町走出6-69	輪島市 門前町
6月24日	水	輪島地方合同庁舎 4階 共用会議室 穴水労働基準監督署 2階 事務室	輪島市鳳至町畠田99-3	輪島市
6月25日	木		鳳珠郡穴水町字川島キ84	穴水町
穴水労働基準監督署 〒927-0027 鳳珠郡穴水町字川島キ84 穴水地方合同庁舎2階 電話番号 (0768)52-1140				

☆労働保険事務組合に係る申告書の提出は、別途指定する集合受付会場をご利用いただくか、石川労働局労働保険徴収室の窓口へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が難しい方へ 労働保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません。**

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること
 - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること（※2）
 - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください（※3）。
 - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※4）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。））
 - ※4・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
 - ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ 申請にあたっては、管轄の都道府県労働局へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大に伴う 厚生労働省からのお知らせ

納付猶予について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、労働保険料等の納付が困難となった場合に利用できる納付猶予があります。納付猶予を希望される事業主におかれましては、**申請要件等の最新の情報は厚生労働省又は都道府県労働局のホームページでご確認下さい。**

電子申請又は郵送による申告

新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大防止のため、年度更新会場の混雑緩和を徹底する観点から、**電子申請の利用又は郵送による申告**を積極的にご活用ください。

なお、年度更新の書き方については**厚生労働省ホームページ内の厚生労働省動画チャンネル**において動画配信しております。

年度更新受付会・相談会等について

都道府県労働局別の年度更新受付会・相談会等の実施日については、新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況等により変更・中止になる場合があることから、今般お届けする書類に記載されている内容に関わらず、**都道府県労働局ホームページで最新の情報をご確認下さい。**

ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署は、「**都道府県労働局**」または「**労働基準監督署**」で検索するか、下記URLにアクセスして参照頂けます

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



忙しくたって
時間がなくたって
電子申請なら
平気なの♪



総務の働き方改革は、申請改革から。

労働保険の電子申請

労働保険の納付は、口座振替納付・電子納付が便利です。

詳しくは **労働保険の電子申請** **検索**



さあ、 労働保険は電子申請で アタックしよう。



簡単・スピーディに申請しよう。

大量の申請書類への記入も、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。



いつでもどこでも手続きしよう。

労働局や労働基準監督署の窓口に向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいなから申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続きが可能です。



時間を短縮、コストも削減しよう。

申請・届出用紙の入手は不要。内容によっては複数の手続きをまとめて申請できます。また、書類申請のために必要な移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。さらにマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。(ICカードリーダーは別途必要です。)

「労働保険の電子申請特別ホームページ」から、e-Govにアクセスしよう。

さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。



- チェック1** パソコンの動作環境を確認しよう。
- チェック2** 電子証明書を取得しよう。
- チェック3** ブラウザのポップアップブロックを解除しよう。
- チェック4** 信頼済みのサイトに登録しよう。
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>
- チェック5** 電子申請アプリケーション(無料)をインストールしよう。
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>



●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。

- ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できます。
- ・当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。